

ふくしま県GAP 点検・評価シート(米)(個人)

認証基準である「福島県農産物安全確保のためのGAP推進マニュアル」または「福島県きこ安心栽培マニュアル」に沿って、本シートで点検・評価を行います。申請にあたっては、点検・評価シートの写しを添付します。

1 食の安全を目的とした取組

※1 ◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨

区分	取組事項	作業工程	対象	No.	適合基準	※1 レベル	評価			コメント
							はい	いいえ	該当なし	
ほ場環境の確認と衛生管理	1. ほ場や周辺環境(土壌や汚水等)、廃棄物、資材等からの汚染防止	栽培前 (環境確認)	生産者	1	ほ場及びその周辺環境で、廃棄物等、農産物に危害を及ぼす要因がないことを確認している。 (例) ◇ほ場及び隣接地の従前及び現在の用途の確認 ◇廃棄物をほ場やその周辺に放置しない ◇土壌分析の実施 等	○				
		栽培前 (水確認)	生産者	2	用水の取水地(河川、地下水、ため池等)を知っている。また、有害物質等による汚染はないか確認している。 (例) ◇用水の取水地(河川、地下水、ため池等)の確認 ◇堆肥の製造、保管場所から原料等の流出防止 ◇大雨時、汚水の流れ込みを防ぎ、速やかな排水の実施 等	◎				
農薬の使用	2. 無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材の使用禁止(法令上の義務)	栽培 (防除)	生産者	4	農薬は、登録を確認して使用している。 (例) ◇使用する農薬の登録番号の有無を確認	◎				
	3. 農薬使用前における防除器具等の十分な点検、使用後における十分な洗浄	栽培 (防除)	生産者	5	農薬散布前には防除器具の点検を行い、十分に洗浄されていることを確認している。また、農薬の使用後は十分に洗浄を行っている。 (例) ◇農薬の散布前には、防除器具等を点検し、十分に洗浄されていることを確認 ◇農薬の使用後には、防除器具の薬液タンク、ホース、噴頭、ノズル等農薬残留の可能性のある箇所を、特に注意して洗浄 等	◎				

農薬の使用	4. 農薬の使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用(法令上義務)	栽培(育苗)	生産者	6	<p>農薬を使用する前に、容器や袋に表示されている表示内容を確認している。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇容器等の下記表示内容を確認して使用している <ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬を使用できる農作物の種類</li> <li>・農薬の使用量</li> <li>・農薬の希釈倍数</li> <li>・農薬を使用する時期(収穫前の使用禁止期間)</li> <li>・農作物に対して農薬を使用できる回数(使用前に記録簿を確認)</li> <li>・農薬の有効期限(有効期限を過ぎた農薬は使用しない)</li> <li>・農薬の使用上の注意</li> </ul> </li> </ul>	◎				
		栽培後(収穫)	生産者	8	<p>農薬使用時から収穫期までの日数(収穫前日数)を確認している。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇容器等の下記表示内容を確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>・刈り取り日を決定する前に、表示内容の使用時期(収穫前使用可能日数)と実際の農薬散布日を確認</li> </ul> </li> </ul>	◎				
	5. 農薬散布時における周辺作物への影響の回避(法令上の義務) 6. 農薬散布時における周辺住民等への影響の回避	栽培(防除)	生産者	11	<p>農薬散布時には周囲への影響が少ない散布法を実施している。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇病害虫の発生状況を踏まえて、最小限の区域にとどめた農薬を散布</li> <li>◇近隣に影響が少ない天候の日や時間帯での散布</li> <li>◇飛散が少ない形状の農薬、散布方法、散布器具を選択</li> <li>◇風向きを考慮したノズルの向きの決定 等</li> </ul>	◎				
		栽培(防除)	生産者	12	<p>散布前に隣接した農地の栽培者や住民等へ周知している。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇農薬を散布する場合に、隣接した農地の栽培者や近隣住民等への事前の周知</li> </ul>	○				

カドミウム濃度の低減対策	7. 過去の米穀や生産環境におけるカドミウムの情報を踏まえ、必要に応じて、出穂前後3週間の湛水管理等の低減対策を実施し、その効果を確認	栽培前 (環境確認)	生産者	14	過去に生産された米穀や農地のカドミウム濃度を把握している。 (例) ◇ 土壌分析を実施し、カドミウム濃度を把握 ◇ 過去に生産した米のカドミウム濃度を把握	○				
		栽培 (水管理)	生産者	16	高カドミウム米が生産される可能性がある地域では、出穂前後3週間は継続して湛水状態を実施した。 (例) (高カドミウム米が生産される可能性がある地域) ◇ 出穂前後3週間は継続して湛水状態 ◇ 客土による汚染土壌の除去 ◇ 吸収しにくい作物への転換 等	△				
作業者等の衛生管理	8. 作業者の衛生管理の実施	共通 (安全対策)	生産者	18	作業者は、衛生状態を考慮して作業を実施している。 (例) ◇ 作業を始める前など、必要なときに手の洗浄 ◇ 清潔な作業着や手袋等を身につけ、不潔な物や場所にふれない ◇ 切り傷や擦り傷がある場合は手袋等で覆う ◇ 感染症(下痢、嘔吐、発熱等)の疑いがある場合は作業を実施しない ◇ 覆いのない農産物の上では、咳やくしゃみなどの行動をしない 等	○				
					9. ほ場や施設から通える場所での手洗い設備やトイレ設備の確保と衛生管理の実施	共通 (安全対策)	生産者	20	ほ場や施設から通える場所に、手洗いやトイレ設備などを確保している。 (例) ◇ 手洗い場やトイレを、ほ場及び施設から通える場所に設置 ◇ 手洗い場やトイレが汚染源とならないことの確認と、衛生的な状態の維持 等	○
	10. 農機具や収穫・調製・運搬に使用する器具類等の衛生的な保管、取扱、洗浄	栽培後 (収穫)	生産者	22	農機具や収穫容器等は衛生的に使用している。 (例) ◇ トラクターや運搬車両等の農機は、表面についた土壌等を洗浄 ◇ コンテナ等の収穫容器は、定期的に洗浄 ◇ コンテナ等の収穫容器が、地面に直接触れないようにシートを敷く ◇ コンテナ等の収穫容器の中に敷物を入れて使用 等	○				

機械・施設・容器等の衛生管理	11. 栽培施設の適切な内部構造の確保と衛生管理の実施 12. 調製・出荷施設、貯蔵施設の適切な内部構造の確保と衛生管理の実施	共通(他)	生産者	23	施設等は衛生的に管理している。 (例) ◇施設内に雨水や汚水が流れ込まないように、排水溝の設置等速やかな排水に努める ◇使わない機材や野菜残さ等の廃棄物は、栽培期間中のほ場や施設、その周辺に放置しない ◇衛生的に作業が行える明るさの照明の確保 ◇定期的な清掃の実施 等	○				
		共通(他)	生産者	25	施設内に有害生物が侵入、生息しないようにしている。 (例) ◇施設の壊れた部分を修理し、ねずみや鳥等の侵入防止 ◇ビニールハウスやガラス温室等の施設を使う場合はネットの設置 ◇使わない機材や野菜残さ等の廃棄物は、栽培期間中のほ場や施設、その周辺に放置しない 等	○				
収穫後の農産物の管理	13. 米穀の清潔で衛生的な取扱い(法令上の義務)	栽培後(収穫)	生産者	27	倒伏や病害虫による被害粒、高水分粒は仕分けして収穫をしている。 (例) ◇倒伏し泥がついたものや、病害虫の被害にあったものは、区別して収穫、乾燥を実施	○				
		栽培後(乾燥)	生産者	29	倒伏や病害虫による被害粒、高水分粒は仕分けして乾燥している。 (例) ◇倒伏し泥がついたものや、病害虫の被害にあったものは、区別して収穫、乾燥を実施	○				
		栽培後(乾燥)	生産者	31	収穫後、すみやかに乾燥作業を開始している。 (例) ◇乾燥調製施設では、高水分粒の長時間放置によるヤケ米の発生等品質事故を防ぐため、貯蔵可能な水分含有率まで速やかに乾燥を実施 ◇乾減率は0.8%以下で実施	◎				
		栽培後(貯蔵)	生産者	33	貯蔵倉庫内の温度、湿度、米の穀温、水分を定期的に確認している。 (例) ◇貯蔵施設では、毎日定時に穀温を監視・記録し、穀温上昇の兆候が見られる場合は、直ちに貯蔵サイロ等ごとに全量ローテーションを実施 ◇施設の清掃(カビの栄養源となる米くずやほこりの除去)及び適切な補修による清潔な維持管理の実施 ◇建物内に熱や湿気がこもらないように、通風、換気し、設備内の乾燥の維持等	○				

収穫後の農産物の管理	14. 収穫・調製・選別時の汚染や異物混入を防止する対策の実施	栽培後 (収穫)	生産者	35	<p>収穫作業の前に、機械や設備の清掃を行い、異品種や異物が混入していないか確認している。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇機械や設備の清掃を行い、異品種や異物が混入していないか確認</li> <li>◇作業場の整理、整頓、清掃 等</li> </ul>	○				
		栽培後 (乾燥)	生産者	37	<p>乾燥作業の前に、機械や設備の清掃を行い、異品種や異物が混入していないか確認している。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇機械や設備の清掃を行い、異品種や異物が混入していないか確認</li> <li>◇作業場の整理、整頓、清掃 等</li> </ul>	○				
		栽培後 (貯蔵)	生産者	39	<p>貯蔵作業の前に、機械や設備の清掃を行い、異品種や異物が混入していないか確認している。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇機械や設備の清掃を行い、異品種や異物が混入していないか確認</li> <li>◇作業場の整理、整頓、清掃 等</li> </ul>	○				
		共通 (安全対策)	生産者	41	<p>飲食、喫煙は農作業や農作物に影響のない決められた場所でのみ行っている。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇喫煙や飲食は指定された場所とする</li> </ul>	○				

## 2 環境保全を目的とした取組

※1 ◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨

区分	取組事項	作業工程	対象	No.	適合基準	※1 レベル	評価			コメント
							はい	いいえ	該当なし	
農薬削減による環境負荷低減対策	<b>15. 農薬の使用残が発生しないように必要量を秤量して散布液を調整</b>	栽培 (防除)	生産者	43	農薬が残らないよう、散布面積から必要量を計算し散布液を調整している。 (例) ◇散布面積から必要量を計算して、農薬の散布液を調製	○				
	<b>16. 水田からの農薬流出を防止する対策の実施</b>	栽培 (水管理)	生産者	45	代かき後の濁水や農薬・肥料施用直後の水田水を流出させていない。 (例) ◇農薬ラベルの止水に関する注意事項遵守。止水期間は1週間以上とする ◇畦塗、畦シートの利用等畦畔の整備による漏水防止 ◇降水量が多くなる恐れがある場合には農薬使用を中止 等	◎				
農薬削減による環境負荷低減対策	<b>17. 病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくり</b>	栽培前 (環境確認)	生産者	46	ほ場と周辺の適切な管理により、病害虫の発生しにくい環境づくりを行っている。 (例) ◇病害虫等の発生源となる植物の除去(畦畔の草刈等) ◇病害虫に抵抗性がある品種の導入 ◇ほ場及びほ場周辺の清掃 等	○				
	<b>18. 発生予察情報の利用などにより病害虫の発生状況を把握した上での防除の実施</b>	栽培 (防除)	生産者	47	発生予察情報等を活用し、発生状況を把握した上で防除を行っている。 (例) ◇発生予察情報の入手や病害虫発生状況の観察による病害虫の発生状況を把握した上で防除を実施	◎				
	<b>19. 農薬と他の防除手段を組み合わせた防除の実施</b>	栽培 (防除)	生産者	49	農薬と農薬以外の防除手段を組み合わせ、農薬使用量の低減に努めている。 (例) ◇天敵、フェロモン剤等の生物農薬の使用 ◇除草用機械の利用 ◇マルチ栽培技術の導入 等	○				

肥料削減による環境負荷低減対策	<p><b>20. 土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施用や、都道府県の施肥基準やJAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法に則した施肥の実施</b></p>	栽培 (施肥)	生産者	50	<p>肥料は施肥基準等に基づいて施用している。 (例) ◇堆肥等の有機物を施用した場合は、その肥料成分を考慮した施肥設計、減肥マニュアル等に基づく減肥 ◇都道府県の施肥基準、JAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥 ◇施肥用機械・器具の点検・整備 ◇土壌診断に基づいた施肥 等</p>	◎					
	<p><b>21. 堆肥を施用する場合は、外来雑草種子等の殺滅のため、適切に堆肥化されたものを使用</b></p>	栽培前 (土作り)	生産者	52	<p>施用する堆肥は完熟堆肥を使用している。 (例) ◇切り返し等により、全体に空気が入るよう努めている ◇副資材(例:もみがら、おがくず)の利用等により、水分を調整している ◇70℃の発酵が数日間続くように努めている ◇堆肥を購入する場合、完熟堆肥であることを確認している 等</p>	○					
肥料削減による環境負荷低減対策	<p><b>22. 水田代かき後の濁水流出の防止対策の実施</b></p>	栽培 (水管理)	生産者	53	<p>代かき後の濁水や農薬・肥料施用直後の水田水を流出させない。 (例) ◇浅水の状態での代かきの実施 ◇畦塗、畦シートの利用 等</p>	◎					
土壌の管理	<p><b>23. 堆肥等の有機物の施用等による適切な土壌管理の実施</b></p>	栽培前 (土作り)	生産者	54	<p>堆肥など有機物の施用による土づくりを行っている。 (例) ◇標準的な堆肥基準に則した堆肥の施用、稲わら等のすき込み、緑肥の栽培 ◇輪作 ◇適切な土壌改良資材の選択・施用 等</p>	◎					
	<p><b>24. 土壌の侵食を軽減する対策の実施</b></p>	栽培前 (土作り)	生産者	55	<p>(傾斜地や土壌の性質によって作土層が侵食される場合)土壌侵食を軽減する対策をとっている。 (例) ◇標準的な堆肥基準に則した堆肥の施用、稲わら等のすき込み、緑肥の栽培 ◇輪作 ◇適切な土壌改良資材の選択・施用 等</p>	○					

廃棄物の適正な処理、利用	<b>25. 農業生産活動に伴う廃棄物の適正な処理(法令上の義務)</b> <b>26. 農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な焼却の回避(法令上の義務)</b>	共通(他)	生産者	56	肥料袋、使用済みプラスチック、容器等の廃棄物を業者委託などにより適正に処理し、記録している。 (例) ◇資格のある産業廃棄物処理業者に廃棄物(廃プラスチック、空容器、空袋、残農薬等)の処理を委託	◎				
	<b>27. 作物残さ等の有機物のリサイクルの実施</b>	栽培前(土作り)	生産者	58	稲わら等作物残さは、堆肥や飼料として利用したり、すき込んだりして、野焼きせず適正な処理をしている。 (例) ◇堆肥の原料、家畜の飼料、畜舎の敷料等の用途へ仕向け ◇ほ場に残すと病害虫がまん延する場合などを除き土作りに利用 等	◎				
エネルギーの節減対策	<b>28. 施設・機械等の使用における不必要・非効率なエネルギー消費の節減</b>	共通(他)	生産者	59	機械や施設の効率的な運転を行い、燃料の節約に努めている。 (例) ◇機械、器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修 ◇適切な温度管理の実施 不必要な照明の消灯 等	○				
生物多様性に配慮した鳥獣被害対策	<b>29. 鳥獣を引き寄せない取組等、鳥獣による農業被害防止対策の実施</b>	共通(他)	生産者	61	鳥獣害による農業等への被害が深刻な地域では、有害鳥獣による農業被害防止対策を実施している。 (例) (鳥獣害による農業等への被害が深刻な地域) ◇侵入防止柵の設置 ◇追い払い活動等の実施 等	△				



### 3 労働安全を目的とした取組

※1 ◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨

区分	取組事項	作業工程	対象	No.	適合基準	※1 レベル	評価			コメント
							はい	いいえ	該当なし	
危険作業等の把握	<b>30. 農業生産活動における危険な作業等の把握</b>	共通 (安全対策)	生産者	62	危険性の高い作業を把握し、事故を最小限にとどめるための対策をとっている。 (例) ◇危険性の高い機械作業や作業環境、危険箇所の把握 ◇農作業安全に係るマニュアルの作成など農作業安全に関する体制整備 等	○				
農作業従事者の制限	<b>31. 機械作業、高所作業又は農薬散布作業等危険を伴う作業の従事者などに対する制限</b>	共通 (安全対策)	生産者	63	作業者は安全に作業するよう留意している。 (例) ◇1日あたりの作業時間の設定と休憩の取得 ◇定期的な健康診断の受診 等	○				
服装及び保護具の着用	<b>32. 安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管</b>	共通 (安全対策)	生産者	65	作業者は、安全に作業を行うための服装や保護具を使用している。 (例) ◇粉塵のある作業における防塵めがねや防塵マスク等の着用 ◇転倒、落下物等の危険性のある場所や道路走行時におけるヘルメットの着用 ◇飛散物が当たる危険性のある場所における保護メガネの着用 ◇高所作業時におけるヘルメット、滑りにくい靴、命綱等の着用 等	○				
作業環境への対応	<b>33. 農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応の実施</b>	共通 (安全対策)	生産者	67	危険箇所の注意を喚起し、できる限り作業環境の改善を図っている。 (例) ◇危険箇所の表示板設置 ◇農道における曲角の隅切、路肩の草刈、軟弱地の補強 ◇ほ場出入口における傾斜の緩和、幅広化等の実施 ◇暑熱環境における水分摂取、定期的な休憩、日よけの設置等の実施 等	○				

機械等の導入・点検	<b>34. 機械、装置、器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理</b>	共通 (安全対策)	生産者	69	作業前に、各機械の整備・点検、故障箇所の修理を行っている。 (例) ◇機械等の使用前の安全装置等の確認と未整備機械の使用禁止 ◇機械等において指定された定期交換部品の交換 ◇中古機械導入時の、安全装備の状態や取扱説明書の有無の確認 等	○				
		栽培後 (収穫)	生産者	70	収穫作業前に、各機械の整備・点検、故障箇所の修理を行っている。 (例) ◇機械等の使用前の安全装置等の確認と未整備機械の使用禁止 ◇機械等において指定された定期交換部品の交換 ◇中古機械導入時の、安全装備の状態や取扱説明書の有無の確認 等	○				
		栽培後 (乾燥)	生産者	71	乾燥、調製作業前に、各設備の整備・点検、故障箇所の修理を行っている。 (例) ◇機械等の使用前の安全装置等の確認と未整備機械の使用禁止 ◇機械等において指定された定期交換部品の交換 ◇中古機械導入時の、安全装備の状態や取扱説明書の有無の確認 等	◎				
機械等の利用	<b>35. 機械、装置、器具等の適正な使用</b>	共通 (安全対策)	生産者	72	機械、施設の利用は、取扱説明書等をよく確認し、適正な操作を行っている。 (例) ◇機械等の取扱説明書の熟読、保管 等	○				

農薬・燃料等の管理	36. 農薬、燃料等の適切な管理 (法令上の義務を含む)	栽培 (資材管理)	生産者	73	<p>農薬は決められた場所に保管し、肥料等生産資材と隔離されている。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇保管場所を整理・整頓し、飛散・漏出防止対策を実施</li> <li>◇冷涼・乾燥し、部外者が立ち入らない場所での農薬の保管</li> <li>◇農薬の牛乳やジュース等の容器への移しかえの禁止 等</li> </ul>	◎				
		栽培 (資材管理)	生産者	74	<p>毒劇物に該当する農薬は、鍵のかかる保管庫に保管し、分かるように表示している。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇毒劇物に指定されている農薬は、「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」等の表示をし、鍵のかかる保管庫に保管</li> </ul>	◎				
		栽培 (資材管理)	生産者	75	<p>燃料は火気のない場所で保管し、燃料のそばで機械、工具の使用を避けている。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇火気がなく部外者がみだりに立ち入らない場所での燃料の保管</li> <li>◇燃料のそばでの機械、工具の使用禁止 等</li> </ul>	◎				

施設の管理・運営体制の整備	<b>37. 施設の適正な管理・運営及び施設の管理者とオペレータとの責任分担の明確化</b>	栽培後 (乾燥)	生産者	76	大規模乾燥調製貯蔵施設において、管理者とオペレータとの責任分担を明確に区分している。 (例) ◇乾燥調製貯蔵施設において、管理者とオペレータとの責任分担を明確に区分	○				
事故後の備え	<b>38. 事故後の農業生産の維持・継続に向けた保険への加入(法令上の義務を含む)</b>	共通 (他)	生産者	78	労働者災害補償保険等に加入している。 (例) ◇死亡やけがに備えた労働者災害補償保険等への加入 ◇第三者を巻き込んだ事故に備えた任意保険への加入	◎				

#### 4 農業生産工程管理全般に係る取組

※1 ◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨

区分	取組事項	作業工程	対象	No.	適合基準	※1 レベル	評価			コメント
							はい	いいえ	該当なし	
技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用	<b>39. 農業者自ら開発した技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用</b>	共通 (他)	生産者	79	農業者自ら開発した技術や知的財産については、適切に保護するとともに、必要に応じて活用している。 (例) ◇技術内容等の文書化 ◇活用手段の適切な選択(権利化、秘匿、公開)等	○				
	<b>40. 登録品種の種苗の適切な使用(法令上の義務)</b>	栽培 (育苗)	生産者	80	登録種苗を適切に使用している。 (例) ◇品種登録のある品種の種苗を、許諾のある業者等から購入	◎				

情報の記録・保管	<b>41. ほ場の位置、面積等に係る記録を作成し、保存</b>	共通 (記録)	生産者	81	ほ場の位置、面積等の情報を記録、保存している。 (例) ◇ほ場の位置、面積等の情報を記録、保存	○				
	<b>42. 農薬の使用に関する内容を記録し、保存</b>	栽培 (資材管理)	生産者	82	農薬散布を記録し、在庫管理している。 (例) ◇記録事例 ・使用年月日 ・場所 ・農作物名 ・農薬名 ・希釈倍率 ・散布面積 ・散布量	◎				
		栽培後 (出荷)	生産者	83	出荷時に農薬散布記録を確認し、使用法等に誤りがないことを確認している。 (例) ◇農薬の使用記録簿等で、適正に農薬が使用されたかを確認	◎				

情報の 記録・保 管	43. 肥料、堆肥、 資材の使用に関 する内容を記録 し、保存	栽培 (資材管 理)	生産者	85	肥料の使用記録を整理し、在庫管理をしている。 (例) ◇記録事例 ・使用年月日 ・場所 ・農作物名 ・肥料名 ・散布面積 ・散布量	◎				
		栽培 (資材管 理)	生産者	86	堆肥、資材等の使用記録を整理し、在庫管理をしている。 (例) ◇記録事例 ・使用年月日 ・場所 ・農作物名 ・堆肥、資材名 ・散布面積 ・散布量	○				
	44. 種子・苗、肥 料、農薬等の購入 伝票等の保存。資 材の殺菌消毒、保 守管理の記録の 保存	共通 (記録)	生産者	87	種子・苗、農薬、肥料、堆肥の購入伝票等を保存し、生産履歴を記帳している。 (例) ◇種子・苗、農薬、肥料、堆肥の購入伝票等を保存 ◇当該ほ場で生産された農産物の生産履歴を記帳	◎				

<p>情報の記録・保管</p>	<p><b>45. 米穀等の取引等に関する内容の記録の作成・保存</b></p>	<p>共通 (記録)</p>	<p>生産者</p>	<p>88</p> <p>米の取引等に関する内容の記録を作成、保存している。 (例) ◇米トレーサビリティ法に基づく記載例 (⑧は努力事項) ①名称(品目) ②産地(国産、福島県産等) ③数量 ④年月日(搬出入した日) ⑤取引先の名称 ⑥搬出入した場所 ⑦用途別米穀についてはその用途 ⑧保管の時の温度及び湿度、残留する農薬又は品位等についての検査を行った場合における当該検査の結果その他の食品としての安全性を欠くものの流通防止、表示の適正化又は適正かつ円滑な流通の確保に資する事項</p>	<p>◎</p>				
<p>特定の米穀についての保管・処理</p>	<p><b>46. 用途限定米穀、食用不適米穀の適切な保管(法令上の義務)</b> <b>47. 用途限定米穀、食用不適米穀の適切な販売・処分(法令上の義務)</b></p>	<p>栽培後 (出荷)</p>	<p>生産者</p>	<p>89</p> <p>必要に応じて、用途限定米穀、食用不適米穀の適切な保管、販売、処分を行っている。 (例) ◇包装またはフレコン等に入れた米を整然と積み上げて保管(区分保管) ◇票せんによる用途の掲示 ◇販売、譲渡した時の転用防止対策の実施 ◇廃棄又は食用に供しない物資の加工・製造用途への使用(食用不適米穀)等</p>	<p>◎</p>				

生産工程管理の実施	48. GAPの実施	共通 (記録)	生産者	90 農業生産工程管理(GAP)により計画策定、実践・記録、点検・評価、改善を行っている。 (例) ◇取組例 ・栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に点検項目を策定 ・点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容(複数の者で農作業を行う場合は作業者ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む)を記録し、保存 ・点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存 ・自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直 ・自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第三者(取引先)による点検、又は第三者(審査・認証団体等)による点検のいずれか客観的な点検の仕組み等を活用	○				
記録保存の期間	49. 記録の保存 生産・出荷に関する内容の記録・保存	共通 (記録)	生産者	94 農産物の生産および出荷に関する記録を一定期間保管している。 (例) ◇農産物の出荷に関する記録については1～3年間(保存期間は取り扱う食品等の流通実態に応じて設定)保管 ◇農産物の出荷に関する記録以外の記録については、取扱先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間保管	○				
		共通 (記録)	生産者	96 当該ほ場で生産された農産物の生産履歴(農作業の実施状況や農薬・肥料の使用等)を記帳している。 (例) ◇当該ほ場で生産された農産物の生産履歴を記帳	◎				



適切な 収穫作 業	<b>50. 適期収穫に よる品質の保持</b>	栽培後 (収穫)	生産 者	100	適期収穫を行っている。 (例) ◇適期収穫を実施	◎				
研修会 への参 加	<b>51. 研修会等へ の参加、情報等の 習得</b>	共通 (他)	生産 者	101	研修会参加やパンフレットなどによりGAP、病害虫防除基準、放射性物質対策等に関する情報を収集している。 (例) ◇研修会参加やパンフレットなどにより情報を収集	◎				
		共通 (他)	生産 者	102	栽培マニュアル、栽培基準を読んでいる。 (例) ◇栽培マニュアル、栽培基準を読んでいる	◎				
種子の 消毒	<b>52. 適切な種子 消毒</b>	栽培 (育苗)	生産 者	103	種子消毒を適切に実施している。 (例) ◇播種時、決められた薬剤と適正な使用量を使用し種子消毒を実施 ◇処理条件を守り、温湯消毒を実施	○				

5 放射性物質対策を目的とした取組

※1 ◎:必須、○:推奨、△:地域限定で推奨

区分	取組事項	作業工程	対象	No.	適合基準	※1 レベル	評価			コメント
							はい	いいえ	該当なし	
ほ場準備及び汚染要因の把握	53. ほ場の放射線量と過去の玄米放射性セシウム検査結果の把握	栽培前 (環境確認)	生産者	104	ほ場の空間線量及び土壌の放射性セシウム濃度を把握している。 (例) ◇ほ場の空間線量及び土壌の放射性セシウム濃度を把握	○				
		栽培前 (環境確認)	生産者	106	過去の玄米における放射性セシウム検査の結果を把握している。 (例) ◇過去の全量全袋検査結果などを把握	◎				
ほ場準備及び汚染要因の把握	54. ほ場周辺環境の放射線量及び濁水等流入リスクの把握	栽培前 (環境確認)	生産者	108	ほ場周辺環境の空間線量を把握している。 (例) ◇山林に隣接するほ場においては周辺環境を含め念入りに空間線量を把握等	○				
		栽培前 (環境確認)	生産者	110	ほ場周辺に、森林等の線量が高い場所がある場合、降雨時に大量の濁水が流入するおそれがないか確認している。 (例) (ほ場周辺に、森林等の線量が高い場所がある場合) ◇降雨時に濁水流入がないことを確認 等	△				
	55. ほ場内の落葉等の除去	栽培前 (環境確認)	生産者	111	ほ場周辺に、森林や遊休地等の線量が高い場所がある場合、そこから落葉やごみ等がほ場に入り込まないことを確認している。 (例) (ほ場周辺に、森林等の線量が高い場所がある場合) ◇ほ場に落葉や落枝が堆積していない ◇ほ場周辺の樹林がほ場にせり出している場合は、せり出している枝の剪定等を実施 等	△				
					56. 玄米への放射性セシウム検出要因の理解と把握	栽培前 (環境確認)	生産者	112	玄米に放射性セシウムが高濃度に検出された要因について理解している。 (例) ◇県や市町村等が行う説明会や各種情報などから、放射性セシウムが検出される要因について把握	○

	<b>57. 作付制限、作付再開、全量生産出荷管理、全戸生産出荷管理の確認</b>	栽培前 (環境確認)	生産者	114	作付制限、作付再開、全量生産出荷管理、全戸生産出荷管理に該当するかどうか確認している。 (例) ◇作付制限、作付再開、全量生産出荷管理、全戸生産出荷管理に該当するかどうかを確認	◎				
農地の除染	<b>58. 農地の除染</b>	栽培前 (除染)	生産者	116	作土中の放射性セシウム濃度を下げするため、農地の除染対策に取り組んでいる。 (例) ◇除染対策として、反転耕または深耕等を実施 等	△				
土壌の管理	<b>59. 表土除去で剥ぎ取った土壌の適切な管理</b>	栽培前 (除染)	生産者	118	除染のために表土除去した土壌は適切に管理している。 (例) ◇水が地下に浸透しないように遮水シートなどを設置 ◇雨水侵入防止や飛散防止のため、遮水シート等で被覆 ◇保管場所は掲示板やロープによる囲いの設置 等	△				
	<b>60. 作土層の確保と丁寧な耕うん</b>	栽培前 (土作り)	生産者	120	耕うんに当たっては、トラクター等を用い丁寧に実施している。 (例) ◇放射性セシウムが少しでも希釈されるように、作土層をできるだけ確保するため可能な限り深耕を実施	○				
土壌の管理	<b>61. 土壌pHの調整</b>	栽培 (施肥)	生産者	121	ほ場の土壌は、適正なpH(5.5~6.5)になっている。 (例) ◇土壌のpHは、基準値(5.5~6.5)を確保 ◇基準値以下の場合、石灰質肥料等の投入を実施	○				
	<b>62. 土壌改良資材の利用</b>	栽培前 (土作り)	生産者	122	土壌や環境条件等から高濃度の放射性セシウム検出の恐れがあるほ場では、ゼオライトやバーミキュライト等土壌改良資材を施用している。 (例) 土壌や環境条件等から高濃度の放射性セシウム検出のおそれがあるほ場合、土壌改良資材(ゼオライト、バーミキュライト等)を施用	△				

	<b>63. 稲わらの還元</b>	栽培前 (土作り)	生産者	124	ほ場に稲わらを還元している。 稲わらを還元していない場合、カリウム施肥を適正に実施している。 (例) ◇ほ場に稲わら還元を実施 ◇稲わらを還元していない場合、カリウムを含め適正な施肥を実施 等	◎				
資材の 利用	<b>64. 暫定許容値を超える肥料・土壌改良資材・培土の利用の回避</b>	栽培 (資材管理)	生産者	125	放射性セシウムの暫定許容値(400Bq/kg)を超える肥料・土壌改良資材・堆肥・培土等の利用はしていない。 (例) ◇肥料・土壌改良資材・堆肥・培土等を購入したり譲り受けた時、販売業者・譲渡者に暫定許容値(400Bq/kg)を超えていないことを確認 ◇暫定許容値(400Bq/kg)を超えた肥料・土壌改良資材・堆肥・培土等は、使用していない	◎				
	<b>65. 原発事故時に使用していた資材等の再使用の中止</b>	栽培 (資材管理)	生産者	127	原発事故時、屋外にあった資材は使用していない。 (例) ◇被覆資材等を使用する場合は、原発事故時、屋外にあった資材を使用していない	◎				
農業用 水の管 理	<b>66. 農業用水の安全確保</b>	栽培 (水管理)	生産者	129	農業用水の安全性を確認している。 (例) ◇かん水や防除には、水道水など放射性セシウム汚染のおそれのない水を利用 ◇貯水槽・タンクを洗浄し、放射性セシウムに汚染されていない水であることを確認	○				
		栽培 (水管理)	生産者	131	堀払いで上げた土砂等が、再び用水路に入らないよう措置している。 (例) ◇堀払いをした後、あげた土砂等が再び用水路に入らないよう措置	○				

農業用水の管理	67. 農業用水の濁水利用の回避	栽培前 (水確認)	生産者	132	大雨時には、山からの直接流入や、水路から濁水や土砂がほ場へ入らないように、防止策をとっている。 (例) ◇大雨時には、山から直接水が入らないように防止策をとっている。 ◇大雨時に濁水が流入しないよう、迂回水路や調整池の設置、排水溝、畦畔補強等の対策の実施	△				
		栽培 (水管理)	生産者	133	農業用水の安全性は確認している。 (例) ◇ため池からの農業用水の利用時は、放射性セシウムを含まないように、下層の泥等が混入しないように努めている	○				
肥培管理	68. カリウムの適切な施用	栽培前 (環境確認)	生産者	134	土壌の交換性カリ含量を把握している。 (例) ◇土壌分析等により、土壌の交換性カリ含量を把握	○				
		栽培 (施肥)	生産者	135	放射性セシウム対策を考慮し適切なカリウム施肥を行っている。 (例) ◇土壌分析等に基づき、交換性カリ含量が25mg/100g以上を確保するよう塩化カリ等で適正なカリウム施肥を実施 ◇土壌分析は困難だったが、米の放射性物質検査結果や地域の状況を考慮し、慣行施肥に塩化カリ等の上乗せ施肥を実施	◎				
栽培から収穫、出荷までの管理	69. 倒伏防止対策による土壌等の付着予防	栽培 (施肥)	生産者	137	中干しの実施や生育診断に基づく肥培管理など、倒伏防止対策に配慮している。 (例) ◇倒伏防止のため中干しを実施し、健全な稲体の維持と地耐力の向上に努めた ◇草丈や葉色に基づく生育診断を実施し、倒伏の危険を回避した穂肥の実施等	○				

栽培から収穫、出荷までの管理  <b>70. 収穫・乾燥・調製時における土壌や異物の混入防止</b>	栽培後(収穫)	生産者	138 収穫時の土の持込みを防止するため、粃が土に触れないように刈取作業を実施している。 (例) ◇コンバイン等の刈り高を適切に設定 ◇土壌を巻き上げないよう慎重に作業を実施 ◇倒伏が著しい場合は他のほ場と区別して収穫を実施 ◇収穫作業は雨天時を避けて実施	○				
	栽培後(収穫)	生産者	139 農業機械や運搬車両を利用する場合は、土やほこりが残っていないように清掃を実施している。 (例) ◇トラクターやコンバイン等の格納時には足回りの洗浄・清掃を実施	◎				
	栽培後(収穫)	生産者	140 調製作業(粃摺り、選別、計量・袋詰め)前には使用前点検・清掃の徹底を図るなど、異物やゴミの混入に注意している。 (例) ◇粃摺機や選別機など直接玄米に触れる農機具については使用前点検・清掃の徹底を図っている ◇異物やゴミの混入がないよう作業場の清掃に努めている ◇床にこぼれた粃は粃摺機に再投入しないようにしている	○				
	栽培後(収穫)	生産者	141 一度使用した米袋やフレコンバックを再利用する場合は、汚れやゴミ等の付着がないことを確認している。 (例) ◇原子力発電所事故前から利用されている米袋等は使用していない ◇汚れやゴミが付着した米袋等は利用していない	○				

71. 出荷前の自主検査等による安全性の確認	栽培後 (出荷)	生産者	142	出荷可能となった地域であることを確認している。 (例) ◇出荷可能となった地域であることを確認	◎					
	栽培後 (出荷)	生産者	143	放射性物質検査の結果、基準値以下であることを確認している。 (例) ◇米の全量全袋検査の対象地域である場合、検査を受検し、基準値以下であることを確認 ◇米のモニタリングの対象地域である場合、モニタリングの結果、ほ場が属する旧市町村は出荷が可能となったことを確認している。	◎					
	栽培後 (出荷)	生産者	144	放射性物質検査で出荷可能となるまでの間、収穫物を保管場所で管理している。 (例) ◇放射性物質検査で出荷可能となるまでの間、収穫物をあらかじめ決められた保管場所で確実に管理 ◇放射性物質検査が終わった米と未検査の米の保管場所を別にするなどの混入防止措置を実施	◎					
農作業時の安全確保	72. 放射性物質が含まれる可能性のある粉じんの吸入、土壌・水との接触の回避	共通 (安全対策)	生産者	146	農作業により巻き上がる粉じんや土壌の吸入や接触を回避している。 (例) ◇乾燥時の耕うんや草刈りの作業等で粉じんを吸入するおそれがある場合、皮膚や顔が露出しないよう、なるべく帽子、マスク、長袖、長ズボン、ゴム手袋、ゴム長靴等を着用 ◇農作業後は手足、顔等の露出部分を洗浄 ◇屋外作業後に、屋内作業を行う場合は、服を着替えるなどして、屋内にちり、ほこり等を持ち込まないようにしている	○				